

2012年度活動方針

重点課題

重点課題1) 震災救援活動

東日本大震災から1年が過ぎ、全国的には関心が薄れてきているが、被災地の障害者は今なお困難な状況に置かれている。岩手県・宮城県の沿岸部は震災以前から家族介助や施設入所傾向が強く、重度障害者が地域生活をするための社会資源が圧倒的に不足している状況にあった。今回の震災で、医療機関や障害者の日中活動の場の多くが、津波被害を受けたり家族の離散を余儀なくされたりして、ますます通院・通所先の確保が困難な状況にある。そして、仮設住宅が比較的 mountain 部に設営されているために、独自の移動手段を持たない移動制約者には日常の買い物等にも支障をきたしている。また、安否確認が最も遅れたのが、地域の中で孤立した状態で暮らしてきた障害者や高齢者であった。

福島県においては、今なお続く原発事故の影響から介助者の離職が続き、重度障害者の介助体制を維持することに困難が生じ始めている。被災地からの当事者の避難も大きな課題である。被災地の障害者が避難を決意したときには、地域の受け入れ体制が必要となる。当事者意識を持ってこの問題にも取り組んでいきたい。また東京電力への損害賠償請求方法や、身体への放射能の影響についてもわかりやすい解説・情報提供も必要である。

必要な支援を得ながら、社会参加をし、様々な関係をもって地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティこそ、真に災害に強い社会である。今後、検討が進められる復興策の中で、旧来の姿への復旧ではなく、インクルーシブな地域社会への新生が目標とされなければならない。これらの課題を踏まえ、被災地や被災者に寄り添った支援をするため、東北関東大震災障害者救援本部（以下、救援本部）を軸とし、全国的な力を結集して以下の取り組みを進めていく。

1. 被災地障害者支援センター（岩手、宮城、福島）の運営支援

- (1) 被災地の障害者への情報提供、相談支援、移動・個別支援等の支援活動の継続のため被災地センターの財政的バックアップを行う。
- (2) 県支援センターと沿岸部各拠点（大船渡・宮古・石巻・登米）の安定的な支援活動継続のためのスタッフ・組織体制の整備を行う。
- (3) 各拠点が救援活動から継続的な障害者の地域生活支援へと徐々に活動をシフトし、地域の社会資源となるべく事業化の方向性を探りそのための支援を行う。

2. 原発事故への対応

- (1) 障害者の長期避難と一時保養のための情報提供・個別支援・施設確保、避難当事者の報告会の開催。
- (2) 相模原に福島からの一時・長期避難拠点としてサテライトオフィス「MUGEN」の運営と、移住した当事者の個別支援。
- (3) 東京電力への賠償請求方法や放射能の影響に関する学習会の開催。
- (4) 介助体制を維持するための関係事業所の支援・調整と福祉介護職員のコーディネート

3. 調査・提言

東日本大震災の教訓を糧に、各地の復興・防災（避難）計画に障害者の視点を反映させるための調査研究・提言を行う。また緊急時の情報開示等、行政の責任としての安否確認の必要を訴えていく。

4. 被災障害者の記録映像製作

「記録」「伝える」「備える」ことを目的とし、被災障害者の証言記録映像を製作し、全国各地で上映活動を行う。

5. 支援金の確保

各被災地支援センターの継続した活動を支えるため、支援金の呼びかけや助成金などの確保に努める。

6. 機関誌発行による情報発信

機関誌やブログなどを通じて、引き続き被災地の障害者を取りまく状況や救援活動についての情報発信を行っていく。

重点課題2) 障害者権利条約の批准と制度改革に向けて

2012年度は制度改革の実現に向けて、政治状況等によって揺らくことなく、さらに運動を前進させなければならない。

まず、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、障害者にも甚大な被害を与えた。報道等によれば、人口に占める障害者の死亡率は障害のない人のその2倍に達する、とされている。このことがこの社会における障害者の置かれてきた状況を雄弁に物語っている。障害者や高齢者が地域の中で孤立した状態で暮らしていたため、必要な支援や救助を受けられなかったことが、大きな要因のひとつである。DPI日本会議としては、障害者権利条約（以下、権利条約）11条等の規程を基礎とする社会へのインクルージョンや非差別の原則、ならびに緊急事態における障害者の避難と安全の確保について、取り組みをこれまで以上に進めていくことが必要であり、その原則は、障害のある人もない人も、必要な支援と様々なつながりを持ちながら、生まれた地域で安心して生活することができるインクルーシブ社会の創設である。震災直後から全国の仲間が被災地支援を行っているが、これを継続し、これらの経験を生かして障害者政策委員会（以下、政策委員会）等を通じて、大規模震災時における国の新たな制度づくりに積極的に参画していく。

次に、政策委員会という新しい仕組みに積極的に参画し、制度改革を継続して推進する。つまり、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（以下、第一次意見）と第一次意見に基づいて閣議決定された改革のロードマップを、遅滞なく進めるということである。障害者基本法（以下、基本法）の今回の改正で、インクルーシブ社会の実現という目的や障害の社会モデルの導入、手話の言語性の確認、インクルーシブ教育制度の方向性を示した規定、そして政策委員会の設置など多くの成果も勝ち取ったが、2010年12月に障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）で取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（以下、第二次意見）で示した内容と比べると、『可能な限り』といった文言の問題や、インクルーシブ教育制度の徹底、精神障害者の強制入院（措置入院・医療保護入院）の問題など課題は多く残されている。これらの課題は理念法とされる基本法だけの課題ではなく、個別の法律や制度を変えていかなければならない課題でもある。政策委員会を最大限活用しながら、制度改革の課題に取り組む。

障がい者総合福祉法（仮称）（以下、総合福祉法）については、2012年度の通常国会への上程に向けて、2011年8月に推進会議総合福祉部会（以下、総合福祉部会）において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、総合福祉部会・骨格提言）が取りまとめられた。これを基に政府与党で検討してできたのが2月の障害者自立支援法（以下、自立支援法）改正案であった。全く内容を伴っていない改正案に対して全力でロビー活動を展開した。その後、3月13日の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、総合支援法）の閣議決定に持ち込んだ。もちろん、この内容で「了」としたのではなく、DPI日本会議は今後の検討の過程に主体的に参画し、全力を挙げて総合福祉部会・骨格提言の実現

に向けて努力する。

2012年に骨格提言を取りまとめることとなっている障害者差別禁止法（以下、差別禁止法）については、DPI日本会議は「われら自身の声」を掲げて、この間の法制定運動を主導してきた。合理的配慮の本格的な導入、救済の仕組みなど、日本の法体系において新しい形の法律を提案することとなる差別禁止法は政治状況等、様々な困難が予想される。私たちの運動のまさに正念場である。権利条約の批准のための大きな要素でもあり、これについても日本障害フォーラム（以下、JDF）や法律の専門家団体などと協力して、全力で当事者の声を反映させた法律の実現に向けて闘っていく。

重点課題3) 国際活動・支援の推進および発展に向けて

1. 国際的流れ

世界の貧困の半減を最大目標としたミレニアム開発目標（MDGs）の2015年までの達成にあわせて、インクルーシブな開発の中で障害問題に取り組もうとする姿勢が顕著となってきた。障害は様々な分野に影響する横断的な課題として捉えられてきていることで、「われら自身の声」の重視から、多様な人の発言も求められるようになってきている。障害関連の会議においても、障害当事者団体はステークホルダー（関係者）もしくは市民社会団体の構成員として扱われる傾向が強くなってきた。障害問題がインクルーシブに扱われることは歓迎するが、障害当事者としての発言の弱体化につながるなどの危惧はぬぐえない。

2. 新アジア太平洋障害者の十年（2013-2022）

障害当事者団体がステークホルダー又は市民社会団体としての参加に留められてしまう傾向は、今年10月韓国で開催される第二次アジア太平洋障害者の十年評価会議の議題となる新十年のインチョン戦略案作成過程でも見られた。戦略案の10の目標（1 貧困削減、2 政策決定への参加促進、3 アクセスの向上、4 社会保護の強化、5 障害児への早期関与と早期教育、6 ジェンダー平等と女性のエンパワメント、7 インクルーシブな災害準備および対応、8 障害関連データの信頼性の向上、9 権利条約の批准および実施の推進、10 小地域、地域内および地域間の協力の推進）はMDGsを基盤に作成した。

3. 世界の中でのDPI

今の流れの中で、DPIとしてはいかに「われら自身の声」を確保していくのが課題となる。DPIは順調な発展をとげ、南アフリカでの世界会議も成功させ、途上国の障害者の権利を重視する団体としての存在を強固にした。インドから世界議長が選出され、役員の大半も途上国代表となり、順当な選択がなされたように見えるが、国際的な経験不足による唐突なやり方に欧米との溝ができそうな気配である。日本は両者の中間的存在として、世界評議員の立場から助言者としての役割を果たさねばならない。

4. アジア太平洋ブロック総会（10月）

アジア太平洋ブロック（以下、DPI-AP）では、特に自立生活運動の発展に合わせて若手のリーダーが育ちつつある。彼らの多くは、10月の韓国でのDPI-AP総会やアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）政府高官会議に集い、国際的な経験を積んでいくと思われる。韓国では、いまだ専門家の力が強いが、それに対抗して強力に運動を進めてきた障害当事者の仲間がいる。日本の若手リーダーを中心にできるだけ多くの人に参加することで、韓国の仲間のエンパワーにも繋がり、発言力も増す。さらに交流を深めて、お互いの国の状況を共有することで、韓国、日本双方の障害者運動のエンパワメントにも繋がるため、出来るだけ多くの人がこの機会を利用することが望ましい。

5. 国内活動

報告にもある、独立行政法人国際協力機構（JICA）との契約によるアフリカやブラジル、関係団体の協力事業としての中央アジアや中南米、アジア諸国との障害者への研修、交流など、国内活動だけでなくこれらの活動への加盟団体の参加を促す。研修の傍聴、ホームステイ受け入れ等、様々な形で参加・協力を呼びかける。

重点課題4) 障害者差別禁止法制定に向けて

推進会議のもとに設置された推進会議差別禁止部会（以下、差別禁止部会）は、来年の通常国会への差別禁止法案の提出に向けて、その土台となる骨格提言をまとめるための検討を進めている。そのために、これまでの部会の議論をまとめた中間的な議論の整理がされた。差別禁止法制定は、日本の障害当事者運動の大きな目的のひとつである、権利条約を批准するための最後のハードルとして位置づけられるものである。

差別禁止法は、障害者および関係者が受けてきた日常・社会生活における様々な排除や制限、分離をなくしたい、という声から、世界中に広がってきた。その流れを受けて、差別禁止が権利条約の主な原則の一つとなったのである。障害当事者の想いが国際法上の原則となったものであり、日本にも差別禁止法の制定が求められている。

しかし、現在の政治情勢は、「社会保障と税の一体改革」に基づく消費税引き上げを争点として、混迷を深めている。このまま解散総選挙になれば、現在進められている差別禁止法の検討過程と成立に大きな影響がおよぶことも懸念される。

こうした現状から、様々な事態を想定しながら法制定運動を進めていかなければならない。JDF 政策委員会差別禁止法小委員会の活動に主導的に参加し、JDF を中心として、超党派の議員および関係省庁を巻き込んだ形での企画や地域における学習会の開催等を進めるとともに、差別禁止部会の構成員との連携と必要に応じた働き掛けを進めていくことが、これまで以上に重要である。

障害当事者運動は、この間の「障がい者制度改革」において、当初示された政府の基本法改正案や厚労省が示した総合支援法案の内容の不十分さを、多くの困難な状況にあったにもかかわらず、諦めることなく、その内容を「われら自身の声と行動」によって一定程度の巻き返してきた。そうした運動を継続し、より強めていくことが必要である。一方、地方においては、障害者の差別をなくすための差別禁止条例（障害者権利条例）制定が加速している。その流れは、地域における障害当事者運動の大きな取り組みとして、これまでの都道府県レベルから、基礎自治体である市レベルにまで広がっている。

地方自治体における条例制定運動は、引き続き JDF や全国自立生活センター協議会（JIL）と協力して推進していくとともに、JDF 加盟団体などの他の団体も巻き込んで運動を進める。また、沖縄県、兵庫県、愛知県、大阪府などの条例づくりを本格的に進めようとしている地域への支援とすでに条例ができた地域のモニタリングを行い、より良い条例づくりや運用、改正につなげていく。

重点課題5) 地域生活支援の確立に向けて

2003年のホームヘルプの上限問題以降、「改革のグランドデザイン」から自立支援法の制定・実施、その後の数度に渡る措置なども含めて、10年に渡って障害者の地域生活の確立を目指し、粘り強い取り組みを展開してきた。そうした活動をふまえて、障害者制度改革にも積極的に関与してきた。制度改革を最後まで完遂させていくために、昨年、55名の構成員の総意としてまとめられた総合福祉部会・骨格提言の内容を全面的に実現させていく必要がある。

3月に閣議決定された総合支援法は、全国の仲間の粘り強い取り組みにより、重度訪問介護の対象拡大(2014年実施)やパーソナルアシスタンスや支給決定の仕組み、就労支援等についての検討と当事者参画等の規定が何とか盛り込まれた。

しかし、基本理念の中の『可能な限り』や、障害者の範囲に関して「新たな谷間」への懸念、地域生活基盤10カ年戦略等の基盤整備策の欠如等、依然として、総合福祉部会・骨格提言との乖離は大きいと言わざるをえない。これらの点に加えて、「地域移行・長時間介護を進める自治体への財政調整」「政令での重度訪問介護の対象者規定」「当事者による当事者支援活動への補助」など、障害者の地域生活の実現に大きく関わる点が、今後、大きな課題となっていく。

いずれにせよ、未だ制度改革は道半ばであり、今回の法案は「制度改革・要3年継続法案」と言うべきである。だからこそ、今後、当事者参画のもと検討が加えられ、JDFが提起した工程表のように、総合福祉部会・骨格提言の全項目について実施に移させるようにしていかなければならない。

国会、各政党・議員への働きかけ、地域集会等、様々な方法で今後も粘り強く取り組んでいくとともに、重度訪問介護の拡大や支給決定の見直し等について、障害当事者の立場からの確かな提起を行っていく必要がある。そのために、全国大行動実行委員会主催の調査プロジェクトや厚労省交渉等にも、積極的に関わっていく。また、障害者自立支援法訴訟の基本合意実現に引き続き取り組んでいく。

一方で、「地域主権改革」や子ども・子育て新システム等の激しい動きの中で、障害者等マイノリティの存在が忘れられ、社会的排除が進むことがないよう、「子どもの時から分け隔てられることなく、ともに暮らせるインクルーシブな地域社会づくり」に向けて、他団体とも協力しながら取り組みを進めていく。

重点課題6) 交通バリアフリーの推進に向けて

2012年度は、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー新法)の附則に規定されている法制度の見直しが図られる年である。国土交通省は、バリアフリー法施行状況検討会を立ち上げ、旅客施設と車両等のガイドライン見直しを行う作業を行っているが、法本体の改正に向けての作業は2012年6月時点では行われていない。因みに、上記した施行状況検討会とガイドライン見直しのコア・メンバーなるものを、学者・研究者のみで行うとして発表したため、DPI日本会議として抗議を行い、一定程度障害当事者にも開かれたものとする事ができた。一方、同法の基本方針に盛り込まれた、それぞれの課題に関する数値目標を完全に実施させていく活動を強めるとともに、交通・まちづくり状況の未整備を洗い出し法改正を迫っていく。

乗車拒否や搭乗拒否のトラブル等は後を絶たないが、それでも、低床バスの乗車拒否問題を関西地域の団体と協力して解決に向けた流れを作った。また、同じく関西地域で発生した新規格安航空会社による搭乗拒否を、当事者や関係団体と協力して、搭乗拒否を跳ね返す等の活動を行った。今後もそれぞれの当事者や関係団体と協力して乗車拒否、搭乗拒否を跳ね返し、移動権を実態化していく活動に力を入れていく。

これらの状況を踏まえて2012年度は以下のことを行っていく。

1. 2011年度末のバリアフリー化整備方針の見直しにより、新たに策定された2020年度末までの諸目標数値の確実な実現を求め、また、現在の課題の整理と解決策について検討し、バリアフリー新法の見直しにつながる取り組みを進めていく。
2. 国土交通省、自治体、ならびに交通事業者に以下のことを強く求めていく。
 - (1) バリアフリー化の進捗状況の指標である基本構想の内容充実化策定増化、(2) 全駅の

ワンルートバリアフリー化確保、(3)さらなるスパイラルアップによるユニバーサルデザイン化の促進、(4)ノンステップバスの100%化実現、長距離バスやリムジンバスの100%バリアフリー化、(5)地域間格差の是正を図るための効果的な対策の実施、(6)障害当事者エキスパートの養成・支援

3. 視覚障害者の鉄道駅利用の安全確保策として、もっとも有効で緊急の対策であるホームドアの整備促進に向けて、国土交通省、自治体、交通事業者に対する働きかけを行っていく。
4. 障害者の航空機利用の際の設備及び接遇の障壁やトラブルの解消を図ることを目的として国交省航空局および航空会社との話し合いを継続的に行っていく。また、航空機利用の際のトラブルの事例収集等を行い、トラブルの解消を目指していく。さらに空港へのアクセスのバリアフリー化確保を求めていく。
5. 交通バリアフリーのみならず、まちづくり全体について障害当事者としての意見提起や改善提案等を的確に行うことのできる人材を、全国的に養成していくことを目的とした「バリアフリー障害当事者リーダー養成研修」を関係団体と協力して行っていく。
6. 北東アジア地域のバリアフリー化を進めることを目的として交通アクセスに関する国際セミナーを開催する。

重点課題7)精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

精神障害者が利用できる福祉サービスの地域間格差は大きく、使える量の隔たりも顕著である。また、医療中心の制度の下、福祉サービスの利用が阻まれがちな状況にある実態から、予算措置等も含めて、医療中心から地域福祉サービスの充実への転換を進めることが必要である。

1. 精神科病床も通報義務の対象とした虐待防止法改正と差別禁止法を制定する

虐待・人権侵害が生み出されやすく、表面化しにくいという入所施設と同様の構造的問題から、精神科病床も障害者虐待防止法の対象とすることが必要である。また、常に外部の権利擁護者が、病棟や施設に立ち入れる仕組みが求められる。さらに、精神障害者の人権確立につながる実効性が確保された差別禁止法制定を求める。

2. 社会的入院を解消するために地域移行を促す法制度を確立する

2004年の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では「10年間で7万2千人の社会的入院の解消」を掲げたが、遅々として進まず、新たに高齢にともなう社会的入院が生み出されている。国の隔離収容政策がもたらした人権侵害への責任を明確にし、社会的入院を解消するためにも、総合福祉部会・骨格提言にある「地域移行の法定化」と「地域基盤整備10ヵ年戦略」の完全実施を求める。その際には次の点を盛り込むことを求める。

- (1) 精神科病棟の療養環境を改善するため、守られるべき患者の人権を明確にする(例「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」大阪府精神保健福祉審議会・2000)
- (2) 総合福祉部会・骨格提言の「医療」に書き込まれた精神科病院における権利擁護(精神科病院に市民が訪問し、利用者の声をもとに処遇や療養環境の向上を目指す制度)を実施する。
- (3) 長期入院者のエンパワメントのために、境遇や体験を共有するピアサポーターが継続して支援する。
- (4) 看板かけかえの「退院支援施設」を撤回するとともに、真の地域移行を進めるために、一人ひとりに合った暮らしを、本人が体験利用しつつ選んでいける支援体制の確立。
- (5) かけこみや電話相談等、本人のペースやニーズにあわせた24時間の相談支援体制。
- (6) 現行の障害程度区分に基づく認定方法を改め、精神障害者の特性とニーズにあったサービス利用ができる仕組みにする。

3. ピアサポート、当事者の立場からの権利擁護の推進

病棟が「生活の場」になり、ケアホームや地域活動支援センターもその約8割が、医療法人が運営主体となっている。病院敷地内のケアホームへの居住による「退院（地域移行）」の場合もあり、当事者のエンパワメントやステップアップをしていく支援がないため、自分の希望に基づいて生活を作っていくことができない。

そうした人たちの置かれた状況（周囲の職員らの無理解・自分の絶望やあきらめ感）を投げ出すことなく、共感を持って寄り添い、本人らへの情報を届ける入院体験者を、ピアサポーター兼権利擁護者として位置づけるべきである。「私は何故ここにいるのか？」「私は今どんなサービスを必要としているのか？」「私の人生はこれからどんな風になっていくのか？」という一番根幹に関わるサポートが権利擁護なのである。

4. 心神喪失者等医療観察法の廃止と「精神科特例」を解消

心神喪失者等医療観察法の対象者と、そうではない者に提供されるべき精神医療に違いはない。精神障害者を「危険な者」と見なし、多大な予算を使い特別な建物に閉じ込め、精神障害者に対する社会的偏見、差別意識を増幅させている心神喪失者等医療観察法の廃止を求める。

2010年6月に閣議決定された第一次意見にもとづき、厚生労働省の「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」がはじまった。精神保健福祉法による入院においても、他科並みの人手を確保し、十分に医師の診察を受けられ、一人ひとりに合った退院に向けたプログラムがたてられるようにすることを求める。

重点課題8) とともに学ぶインクルーシブ教育制度の実現に向けて

1. 文部科学省に対する働きかけ

今年度は、インクルーシブ教育制度の制度化に向けて大切な年となる。昨年の基本法改正で、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられるよう配慮する、と原則インクルーシブ教育の方向性が法律に明記された。運動の大きな成果である。この規定を実定法制度に反映させていかなければならない。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会（以下、特特委）の最終答申については、今年の3月にJDFから提出された意見書に基づいて、今後も引き続き積極的な働きかけを行っていく。また、最終答申及び合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ（以下、合理的配慮WG）報告を受けて、関連の法・政省令の改正が予想されており、動きも早いようである。こうした動きにDPI日本会議は障害者権利条約推進・インクルーシブ教育推進ネットワーク（以下、インクルネット）やJDFの諸団体と共に適切に対応していかなければならない。そして、この機会を捉えて、分離教育の大きな根拠である学校教育法施行令第5条（入学期日等の通知、学校の指定）ならびに第22条3（就学基準）の改廃を始めとした、原則統合を基本とする「共に学ぶ教育」への抜本的な制度改革を目指して、取り組みを強めなければならない。現在は高等教育における「大学入試センター受験特別措置」等、様々な基準にも施行令第22条3は使われている。こうした点も含めて、社会モデルに基づき、必要な者が合理的配慮と必要な支援を得られるように見直していかなければならない。また、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」の4月以降の実施状況に注目すると共に、地域の学校に通う、医療的ケアの必要な子どもたちの就学継続が困難にならないよう取り組みを進めていく。この際、地域の学校における医療的ケアが、明確に合理的配慮の一環であることを文科省や各地の教委に認めさせることが不可欠である。

2. 政策委員会及び差別禁止部会への課題

基本法32条に基づいて今年度からスタートする国レベルの政策委員会は、都道府県や政令

市においても必置とされており、私たちとしては、教育分野における委員の人選にも着目し、障害者本人や保護者の意向を踏まえた審議や調査が行われるよう、働きかけをせねばならない。とりわけ各地域での取り組みをこれまで以上に重視すべきである。

さらに差別禁止部会においても、昨年度の省庁ヒアリングや教育における差別禁止の議論を踏まえ、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて 論点に関する中間的な整理案」や骨格提言での教育における差別禁止を、重要な課題として訴えていく。

3. インクルネットとの連携強化と教育実践の蓄積

基本法の改正や、特特委における合理的配慮 WG 報告などについて、地域の学校への障害児の就学に関する有効な部分を戦略的に利用することで、通常学級における教育環境が充実するような実践を積み上げていくことも求められる。そのためにも地域での自立を目指す当事者運動との連携を強め、福祉をはじめとする他の行政機関への働きかけも重要となる。

さらに、差別禁止部会への情報提供や問題提起を具体的に進めていくため、インクルネットとの協力を行って、「差別事例集」と「インクルーシブ教育実践例」とを充実していくことが重要である。

4. 高等教育における差別の禁止と合理的配慮の充実

高等教育の分野においては、今なお障害を理由に受験や入学を拒否している大学も存在している。差別禁止部会への働きかけを中心に、高等教育機関での障害者差別禁止と合理的配慮の確立を目指していきたい。特特委の最終答申・合理的配慮 WG 報告における合理的配慮の確立は、初等中等教育のみに限定されているが、高等教育についても積極的な検討が求められる。さらに、通学等教育場面で今まで自立支援法上の福祉サービスが使えないことで、法の不備による進学断念が起こっている。こうした事態を防ぐため早期に改善策を検討し、今後検討が行われる総合支援法の3年後の見直しの中では、パーソナルアシスタンス制度の一環として、通学での介助利用が「シームレスな介助の利用」として実現できるよう取り組んでいく。

重点課題9) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

障害者雇用・労働に関しては、労働法規が適用され、企業や行政等へ就労する一般就労と、同じく労働法規が適用されながらも、一般就労とは異なる分野とされる多様な就労形態がある。一方、労働法規が適用されない福祉施策による就労・訓練の場も存在する。DPI 日本会議としては、総合福祉部会や差別禁止部会の議論を尊重して、差別禁止や合理的配慮に基づき労働法規が適用される分野についての検証を進めるとともに、適用されない分野については、総合福祉部会・骨格提言に基づき、所得保障や働き方そのものを検証することが必要である。そして、障害者雇用の促進と障害者の労働権の確立に向けて、以下の項目を中心として、JDF 及びその関係団体、日本労働組合総連合会、自治団体労働組合、日本教職員組合等との連携を重視した取り組みを、引き続き進める。

1. 雇用における「合理的配慮（採用時及び採用後）」と「差別の禁止」などの法定化を求めていく。そのために、権利条約の視点から、「一般就労」をはじめとする多様な働き方の実態を検証するよう、国に働きかけていく。
2. 「合理的配慮」についての具体的なガイドラインの作成を目指す。
3. 雇用における賃金補填制度の創設も含めた、賃金、所得保障のあり方について、実効性ある施策を進めるよう、国に対して働きかけていく。また、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論を進めていく。
4. 現行の納付金制度は、法定雇用率未達成企業の存在を前提としているため、これ以外の新たな財源確保について国に働きかけていく。

5. 障害者雇用促進法を以下のとおり見直すための取組みを行っていく。
 - ・「障害者の範囲」を基本法の見直しとも連動して拡大する。なお当面は、精神障害者の雇用義務化の早急な実現を求める。
 - ・「重度」の定義を見直すとともに、「障害者の尊厳」及び「実雇用人数を縮小する」という観点からダブルカウントは廃止し、障害者が働くために必要とする支援を充実する。
 - ・現行の法定雇用率及び算定方法を見直すとともに、納付金等の対象範囲を検討する。
 - ・差別禁止法との住み分けを検討し、実効性ある仕組みを求める。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障の確立に向けて

今後、社会保障と税の一体改革ならびに年金制度改革の議論が高まるであろうが、その過程で障害者の所得保障の課題を提起し、具体的な成果を勝ち取っていく必要がある。そのために、以下の諸点の実現に向けた取組みを進めていく。中でも、改正基本法の理念に沿って、年金・手当等の支給基準を社会モデルの観点に沿ったものに見直すことと、在日外国人障害者の無年金問題の解消に力を入れていく。

1. 障害基礎年金、各種手当等の支給基準の見直し

障害基礎年金や各種手当等の支給基準の見直しを図り、障害の種別を限定せず、また、身体的機能の損傷を支給の基準とするのではなく、稼得能力、生活上の必要性等を考慮した、新たな支給基準策定を図るべきである。

2. 年金制度の見直し

年金制度のあり方に関しては、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを図るものとする。

- ・障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、現政権が打ち出している7万円の最低年金保障を考慮に入れつつ、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。
- ・現在、無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。現在、無拠出の障害基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。特に、理由なくこの制度の対象外とされている、在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能なものとするべきである。無年金障害の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

3. 手当制度

- ・特別障害者手当の性格を自立生活手当とする等の見直しを図り、新たに設定される支給基準の下に、知的障害、精神障害等をはじめとするすべての障害のある人を給付の対象とする。
- ・障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。

4. 生活保護制度に関して

生活保護制度のセーフティネットとしての役割を強化し、必要とする人が、必要な期間容易に利用できる制度を求める。

5. 反貧困運動に関して

障害者の貧困問題の解決に向けて、社会全体の貧困状況からの脱却をめざす反貧困ネットワークの運動と連携し、運動に取り組んでいく。

生命倫理・優生思想

<「尊厳死」法制化に反対する取り組み>

本年3月22日に明らかにされた、尊厳死法制化を考える議員連盟（以下、尊厳死議連）による、「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)」について、数多くの疑問と危機感を持って受け止めざるを得ない。尊厳死議連は開会中の通常国会への上程を目指すとしており、なんとしても阻止しなければならない。

私たちが反対する主な理由は以下の通りである。

1. そもそも誰のための、何のための法律なのかが不明である。
2. 「終末期」の定義づけは困難ではないか
3. 治療を「治すため」と「延命のため」に区分することは出来ない
4. 「家族に迷惑をかけるから呼吸器はつけない」は真に自己決定と言えるか
5. 免責条項で医師の心理的負担は軽減するのか
6. 「人の生き死に」を法律の名の下に決めてはならない

多くの障害者団体、患者団体などと連携を強化し、国会上程を阻止する。

<継続的な議論と障害者としての問題提起を>

「胎児異常の中絶が倍増」、「改正臓器移植法施行1年、家族承認による提供が急増」との新聞報道にもあるように、生命倫理をめぐる状況は厳しさを増している。通年的な議論を行い、社会に対する問題提起を続けていく。

女性障害者

DPI女性障害者ネットワーク（以下、DPI女性ネット）との更なる連帯のもと、社会の女性障害者に対する問題意識を高めていく。2012年度の活動としては、前年度麒麟福祉財団の助成を受け、DPI女性ネットが中心となり障害女性に対する複合差別の実態を明らかにするための調査・研究報告書を完成させたこと踏まえ、都道府県の男女共同参画計画・DV基本計画や、差別禁止法の中へ障害女性の課題や主張を、反映されるように働きかける。また、「関西女性障害者ネットワーク」をはじめ、各地に住む障害女性たちと交流し、共に活動していく。

2) 調査研究事業

障害者総合福祉サービス法プロジェクトに関する取り組み

新法に関する動向は予断を許さないが、パーソナルアシスタンスや支給決定のあり方等、骨格提言の重要部分が3年後の見直し規定に盛り込まれている。

これが、JDFの工程表のように総合福祉部会・骨格提言の内容の実現を目標にした見直しとすべく、引き続き取り組んでいく必要がある。

特に、協議調整による支給決定を進めていくための体制整備（モデル事業含む）やパーソナルアシスタンス制度の創設やサービス体系のあり方、地域基盤整備10カ年戦略の具体的内容等についての検討と提起が重要となつてこよう。

2012年度は、麒麟福祉財団から「障害者エンパワメントと本人中心支援のあり方研究事業」に対する助成を得ることができた。協議・調整の支給決定方式に組み換えていくためには、障害者エンパワメント支援の拡充が重要であり、先進地域、先進事例からのヒアリングを中心に研究を進め、今後の見直しに備える。

3) 普及啓発事業

広報体制のパワーアップへ向けて

賛助会員、購読会員、加盟団体の会員はもちろん、寄付者や学生等をはじめとして広く社会へ「われら自身の声」を伝えるために、まず広報担当者によるミーティングを今年度も継続して開催し、定期的に応報のあり方を見直す機会を設ける。季刊誌「DPI」は毎号の特集により特色を出すため、編集会議を今以上に深い議論のできる場にし、誌面に反映させる。常に流転する政治情勢等をキャッチし、よりつばさに発信するため、各種会議や委員会への傍聴や、研修会・勉強会への出席を積極的に行う。月刊紙では、旬の話題を提供できるようにし、編集体制については校正人数を増やす等さらに強化する。また、ホームページでは見解や意見などを掲載し情報集積と閲覧者への情報提供の場として活用し、メルマガ・ブログでは速報性を重視した情報提供、呼びかけ、イベント案内を行っていく。各メディアの特性を生かした普及啓発活動を目指す。

4) 権利擁護事業

DPI 障害者権利擁護センターの活動について

DPI 障害者権利擁護センターは、あくまで DPI 日本会議に直属する相談機関であり、その相談業務で把握した、差別実態や地域格差などを常任委員会に報告し、運動化していくことも重要である。知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化しており、相談員の研修の強化が望まれる。さらに、地方の相談が、メール・電話によるものが主になってしまうので、地方の相談機関との連携の強化が引き続き必要である。ただ、他団体に依頼した後も、相談の経緯などについてフォローアップの必要性がある。

こうした状況を踏まえ、2012 年度の方針として下記の諸点を挙げる。

- 1 相談体制の強化
相談員の増員を含む相談体制の強化と、相談員相互の情報のさらなる共有と研修の充実する。
- 2 関係機関との連携の強化
DPI 日本会議常任委員会への報告等を定期化するとともに、全国各地の障害当事者が運営している各種センターとの連携を強める。また、各種人権擁護機関・団体との関係を強化する。
- 3 既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への、相談強化に取り組む。

5) 団体育成事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI 日本会議の地方ブロックの形成は、今後の地方分権改革への対応や草の根の障害者運動の結集という点からも重要である。加盟団体を拡大していくとともに、可能な地域から地方ブロック化に向けた準備を進めていく。また、救援活動の展開とインクルーシブなコミュニティへの新生に向けて、被災地の加盟団体・関係団体への支援、連携を進めていく。引き続き、JDF

の地域フォーラム等の開催に当たってその地域の加盟団体と連携を取りながら、準備に協力していく。地域的な連携の積み重ねの中から差別禁止条例制定等の取り組みを広げていくとともに、各地でブロック設立の準備を進めていく。また、DPI 東京行動実行委員会を通してより広範な組織化を図っていく。

6) その他の事業

DPI 日本会議ウェブサイトへの点字印刷ビギンの案内を通して、点字作成に関する問い合わせや見積依頼は多くあり、今年度も引き続き営業活動にも力を入れていく。

その他の収益事業では、DPI 日本会議編集の「最初の一步だ！改正障害者基本法 地域から変えていこう」(2012/4/20、解放出版社)等の書籍の販売、カタログ販売の継続、過去の資料として有益な DPI 機関誌バックナンバー等の販売促進等に力を入れていく。

3. 組織体制整備

会員および支援者の増大に向けて

救援本部の活動資金を幅広く呼びかけるために、被災地支援・復興活動を行う NPO 法人・認定 NPO 法人に対する税制上の支援措置、助成金等についての情報収集や、この間の救援活動の中で得られた新たなネットワーク、支援者へのアプローチを積極的に行っていく。

また、2012 年度も引き続き、加盟団体の少ない地域における正会員、賛助会員及び購読会員の獲得に努め、DPI 日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を積極的に獲得するよう努める。

女性障害者の積極的登用と次世代育成について

現在、DPI 日本会議の意思決定機関である常任委員会の 2011 年度の現状は、常任委員 25 名中、女性は 5 名であり、ジェンダーバランスを保つための最低基準の 30% (平成 15 年 6 月男女共同参画推進本部決定、第 3 次男女共同参画基本計画平成 22 年 12 月閣議決定より) DPI 日本会議の場合は 8 名を下回り、比率は 20%である。

当事者性と重複する差別構造を抱える女性障害者の課題を、DPI 日本会議の取り組み課題とするのであれば、その取組体制である、現在のジェンダーバランスの改善は、重要課題である。その具体的な改善策として、今年度は、以下の取り組みを進める。

1. 女性が就任できない要因分析を進め、その改善策を講じる。
2. 当面の措置として、権利条約が提唱している積極的是正措置として、今回の改選にあたり特別常任委員として女性枠を常任委員会および役員会に設定する。(5 名程度)
注) 人数は、現在の常任委員状況と最低基準(30%)を勘案して設定する。
3. 特別常任委員等については、障害の種別、年齢等を考慮して役員会で選考し、常任委員会の確認によって選任する。
4. 選任にあたっては、積極的是正措置とする観点にくわえ、組織強化・次世代育成の要素も踏まえ、新たな人材の発掘と育成を踏まえることとする。
5. この措置は、今期の特例とし、その後の対応は、再検討する。なお、検討 PT 設置も必要である。

また、運動の継続と強化を図るために次世代を育成するための取り組みを合わせて実施する。

事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、ボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。また、事務所内の個人情報等の管理体制を見直し、2012 年度内に支援者・関係者データベースを整備する。

財政および予算執行について

引き続き、加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行うと同時に、認定 NPO 法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定 NPO 法人としての社会的信用性獲得と、より公正な組織運営を目指す。

また、定款第 5 条（ 1 ）の 6 に基づく「基金」の運用の検討及び第 8 条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。